

[事案 30-137] 新契約無効請求

・平成 30 年 12 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-138] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集資料を見て年利 0.65%の利息が毎年つく保険であると信じて申し込んだが、5 年間は利息が付かないことが判明したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 2 月に契約した一時払終身保険について、説明資料に「0.65%」と書いてあったため、銀行よりも有利である年利 0.65%の利息が毎年つく保険であると思い込んで申込手続きをしたが、契約 2 年後に保険会社に利息額を問い合わせたところ、5 年間は利息が付かない商品であることが判明した。契約時、この点について明確に説明されていれば、加入することはなかったので、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約時、募集人は、将来受取額の推移表が記載された設計書を用いて契約内容を適切に説明していることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は予定利率等について適切な説明をしていたと認められ、申立人が契約内容を誤解していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。